

住宅リフォームに関する消費者トラブルに係る関係省庁等担当課長会議の議事内容等の公表について

平成 17 年 7 月 5 日
消費者政策担当課長会議議長決定

消費者政策会議幹事会決定(平成 16 年 9 月 9 日)「消費者政策担当課長会議の設置について」第 5 項に基づき、住宅リフォームに関する消費者トラブルに係る関係省庁等担当課長会議(以下単に「会議」とする。)における議事内容等の公表について以下のとおり定める。

(議事の内容等の公表)

- 1 会議の事務局は、会議における議事の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適切と認める方法により、公表する。なお、会議において配布された資料も併せて公表する。
また、議事の内容等を公表する際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

(議事要旨の公表)

- 2 会議の事務局は、会議の終了後、速やかに当該会議の議事要旨を作成し、関係省庁等に諮った上で、これを公表する。公表については、会議が開催された翌日から起算して 3 日以内に行うよう努めなければならない。